

山形大学ものづくりセンター加工技術研修実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山形大学ものづくりセンター利用規程第2条第3項の規定に基づき、山形大学ものづくりセンター（以下「センター」という。）において安全に作業を行うための加工技術研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(センター利用の条件)

第2条 センターを利用しようとする者は、加工技術研修を修了し、工作機械使用免許を受けることによって、センター長から使用許可が出される。ただし、教育プログラムで機械工作実習を修得した者は、基本的に本研修受講を免除する。

(加工技術研修の種類)

第3条 加工技術研修は、定期研修と特別研修の2種類を開講する。

- 2 定期研修は、対象年度の夏季休業期間及び年度末の2回開催する。この場合、受講希望者は、センターに加工技術研修受講申請を行うものとする。
- 3 特別研修は、年度途中で、教職員・学生等が機械加工技術研修が必要になり申請を行った場合であって、センター運営会議の議を経てセンター長が認めた場合に開講する。また、新規工作機械等の導入時研修が必要になった場合においても、センター運営会議の議を経て、随時開講する。
- 4 加工技術研修の受講は、必要性の高い者を優先することとし、受講申請者について、センター運営会議の議を経て、センター長が認めた者を受講者とする。
- 5 受講者は、生協書籍部から「機械工作実習テキスト」を購入し持参するものとする。

(加工技術研修の対象工作機械)

第4条 利用頻度の高い作業を次のとおり4つに分けて開催し、それぞれの工作機械について、センター職員の総合的判定により、加工技術研修修了証及び工作機械使用免許証を交付する。

工作機械	研修時間	研修内容・習得技術
旋盤	3 時間	旋盤の安全作業技術指導を行い、簡単な丸棒材料の端面・外周切削加工及び穴あけ加工ができるようになる。
立形フライス盤	3 時間	立形フライス盤の安全作業技術指導を行い、簡単な角材の外周加工及び穴あけ加工ができるようになる。
溶接	3 時間	アーク溶接の安全作業技術指導を行い、被覆アーク溶接による材料の突き合わせ溶接ができるようになる。
ボール盤 ・切断機	3 時間	卓上ボール盤、のこ盤、ランニングソー、コンターマシン等の安全作業技術指導及びけがき作業指導を行

・その他
の機械

い、材料の粗加工、穴あけ加工ができるようになる。

2 工作機械使用免許証の有効期限は5年とし、継続する場合は、基本的に更新研修を課すこととする。

(研修経費)

第5条 加工技術研修の実施に当たっては、材料費等として必要最小限の研修費を研修受講者から徴収する。

(その他の工作機械に関する加工技術研修)

第6条 NC工作機械（放電加工機・立形NCフライス盤等）、イナートガス溶接等に係る加工技術研修については、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年5月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。